

気象状況に伴う学校の対応について

1 警報発令時の原則的対応

	時点	対応
①	午前6時	・茅ヶ崎市、または湘南地域全域、もしくは神奈川県全域に 1 「大雨警報」、「暴風警報」の両方が発令されている場合 2 「大雪警報」または「暴風雪警報」が発令されている場合 3 「特別警報」が発令されている場合 ⇒1、2、3のいずれかの場合は、生徒は自宅待機とする。
②	午前9時	・①と同じ状況の場合、生徒は引き続き自宅待機とする。 ・この時点でいずれかの警報が解除された場合、10時40分までに安全に留意して登校し、3校時目から授業とする。
③	午前11時	・①と同じ状況の場合、臨時休業とし、生徒は自宅学習とする。 ・この時点でいずれかの警報が解除された場合、13時10分までに安全に留意して登校し、5校時目から授業とする。

※ 気象警報発令への対応については、まち comi メール・学校ホームページの緊急連絡掲示板で連絡します。天候の回復状況などにより上記の原則によらず例外的な対応をする場合があります。

※ 警報の発令は、それぞれの時刻のNHK等のニュース・気象庁及びNHK ホームページで確認してください。

気象庁ホームページ：<http://www.jma.go.jp/jp/warn/>

NHKホームページ：<http://www3.nhk.or.jp/weather/>

2 天候が悪い場合の登校時の注意

- | |
|---|
| <p>(1) 通常の交通機関を利用して、登校できる範囲で<u>無理のないように</u>登校すること。</p> <p>(2) 交通機関が不通の場合や居住地域に上記の警報がでている場合は、登校する際には<u>安全に十分注意</u>し、無理には登校しないこと。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)に当たる場合、遅刻、欠席・欠課の扱いとなりません。</p> |
|---|

附則 平成18(2006)年6月20日からこの規定を適用する。

平成23(2011)年4月1日からこの規定を適用する。

平成24(2012)年1月27日からこの規定を適用する。

平成26(2014)年12月15日からこの規定を適用する。

平成30(2018)年4月1日からこの規定を適用する。